

▽用語説明▽

●出納整理期間

市の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日で終わりますが、その間にお金の受け払いができなかったものについて、収入・支払する整理期間（4月1日～5月31日）として設けられている期間のことです。

この度の報告では、歳入済額が歳出済額を大きく下回っていますが、これは国や県からの補助金や市債の多くが、4月1日以降の出納整理期間に歳入されるためです。

●一般会計

一般会計とは、福祉、医療、ごみの収集、教育、消防など市民生活に欠かせない行政運営の経費や事務事業を網羅して経理する会計です。

●特別会計

特別会計とは、特定の事業を行う場合や特定の収入で事業を行う場合に、経理を一般会計と区別して別に処理するための会計です。

そのうち、「土地取得特別会計」については、平成19年度をもって廃止しましたが、平成20年度には「後期高齢者医療特別会計」が新設され、現在本市には病院・水道会計を除いて10種類の特別会計があります。

■市債の残高

会計名	市債残高
一般会計	267億9,652万円
特別会計	210億963万円
合計	478億615万円
市民一人あたり	71万円

※平成20年3月31日現在の人口（67,039人）

■市有財産の状況

財産の種類	財産の状況
基金	22億1,046万円
土地	6,444,312㎡
建物	294,738㎡

※建物＝学校、公民館等の各種公共施設を含みます。

一時借入金の現在高	45億円
-----------	------

■主な投資的事業



◎市営住宅建替事業
◀平原団地

◎合併特例事業
厚狭駅南部地区
土地区画整理事業▶



◎合併特例事業
◀清掃運搬施設等
更新事業

▽用語説明▽

●市債

市債とは、家庭で例えるとローンのようなものです。“住み良いまちづくり”のため学校や公民館を建てたり、道路や公園を整備したりと多額のお金が必要となる場合には、借金をして長期間の返済を行います。市債の中には、返済額の一定の割合が交付税という形で国から収入されるものもあります。

●基金

基金とは、将来に向けた貯蓄金のことです。自由に使うことのできる基金（財政調整基金、減債基金）と特定の目的のために使う基金（国民健康保険基金など）があります。

●一時借入金

一時借入金とは、年度内の資金繰りのため一時的に借りるお金のことです。このお金については、必ず出納整理期間内に返済します。

●投資的事業

投資的事業とは、主に下水道や道路の整備といった、社会基盤整備のために行われる事業をいいます。

5. 市議会への提出

(9月予定)



決算書は、監査委員の意見書とともに市議会に提出されます。

6. 市議会の認定

(9月予定)



市議会で審査・認定されて、決算が確定します。

7. 決算の公表等

(11月予定)



今回は、この時点で広報紙にてお知らせする予定です。



水道事業会計・病院事業会計について

水道事業会計と病院事業会計は、一般会計等と決算時期が異なるため、決算書が市議会で認定された後、決算報告の際にお知らせします。